

第2章 災害予防計画

第1節 防災思想・防災知識の普及計画（総務課、企画調整課、福祉課、教育委員会）

第1項 計画目標

- 住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。
- 災害に強い町を支える人（住民、職員）をつくる。
- 減災に向けた住民運動を展開し、防災風土の醸成を図る。

第2項 対策

1 住民に対する普及計画

住民が防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、防災マップ等を作成、配布するとともに、広報誌等を通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努め、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進するため住民運動を展開していく。

また、防災知識の普及にあたっては、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 児童生徒等に対する普及計画

災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（園）においては地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

3 職員に対する防災教育

町職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

4 個人備蓄の推進

災害発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、生活必需品等を3日間分程度、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

5 企業防災の促進

企業従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

第2節 防災訓練実施計画 (総務課)

第1項 計画目標

- 災害時に備え、町、県、防災関係機関、住民、近隣市町が連携して防災活動を行えるよう、少なくとも年1回以上防災訓練を実施して、その属する機関の職員等に対し防災責任と防災技能の強化向上を促すとともに、他の防災機関との連携を深め、併せて、地域住民の防災思想の普及を図るものとする。
- 特に、防災週間中においては、「防災の日」にちなんだ各種の行事を実施して広く住民等の参加を求め、町、防災関係諸団体等が参加する総合的な防災訓練を実施し、災害時要援護者を含めた防災意識の高揚、災害に対する行動力を養うものとする。

第2項 対策

1 防災訓練の実施内容

災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努めるものとする。

なお、訓練を実施する際には高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めるものとする。

(1) 基礎訓練

- ア 通信連絡訓練
- イ 非常招集訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 水防訓練
- カ 消防訓練
- キ その他必要な訓練

(2) 総合防災訓練

上記の基礎訓練を組み合わせ、各機関が連携して同一規定のもとに、有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努めるものとする。

ア 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が円滑的確に発揮できるよう、防災技術の錬磨を図るためのものであり、訓練課題には次のものが考えられる。

- (ア) 注意報、警報等の伝達通信訓練
- (イ) 災害防御訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救急、救助訓練
- (オ) 災害応急復旧訓練

イ 図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制等を検証するため、地図上で応急対策活

動の演習を行う。その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害応急対策に従事または協力する者の動員及び配置計画
- (イ) 災害応急対策用資機材及び救助物資等の調達並びに緊急輸送対策
- (ウ) 住民の避難対策

2 防災関係機関との連携

防災訓練の実施にあたっては、警察、消防、自衛隊など防災関係機関と連携して実施する。また、必要に応じ関係機関による調整会議等を開催するものとする。

3 地域住民等の防災訓練への参加

自主防災組織や企業、防災ボランティアグループが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、障害者、高齢者等の災害時要援護者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

4 防災訓練の検証

訓練終了後、検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずる。

第3節 自主防災組織の育成・強化計画 (総務課)

第1項 計画目標

- 「我がまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位等で自主防災組織の育成・強化を促進する。

第2項 対策

1 自主防災組織の結成促進、育成・強化方策

自主防災組織が実際に活動できる環境づくり、組織間のネットワーク化やリーダーの養成を図り、組織の日常化、訓練の定期的実施を図るものとする。また、地域の自主防災体制を強化するため、町内各地での自主防災組織の結成を促進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織には、町地域防災計画との整合を保った防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。
- (2) 自主防災組織の組織化を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努めるものとする。
- (3) 消防機関をはじめとする関係団体と協力した啓発活動や、防災訓練等実態に即した指導の積み重ねにより防火防災意識を高め、自主防災組織の育成を図る。また、リーダーの養成、組織への指導、助言を行うとともに、助成の実施等、組織の活性化を推進する。

2 自主防災組織の活動内容（平常時と災害時）

自主防災組織の活動内容は、平常時における災害の予防活動をはじめ、震災時など、各種の災害における出火防止、初期消火、避難誘導について防災関係機関と協力して、各種の防災活動を実施するものとする。

(1) 平常時の活動

ア コミュニティ活動

災害時要援護者を含め、自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

イ 防災知識の普及

災害時の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

ウ 防災訓練の実施

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練、炊き出し訓練の実施

エ 防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

(2) 災害時の活動

災害予防や被害軽減のための的確な活動ができるよう、あらかじめ組織の役割及び活動内容を定めておく。

ア 情報の収集・伝達

イ 出火防止、初期消火

ウ 避難誘導

エ 救出・救護

オ 給食給水

カ 災害時要援護者の安全確保

キ 一時避難所開設

3 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、災害を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、防災管理者を中心に防災組織づくりを行い、資機材の整備、訓練の実施、自主的な防災体制の整備を図る。危険物施設等において自衛消防組織が義務づけられている事業所においては、関係法令に従って自主防災体制の整備を図る。

4 その他の防災関係機関が実施する対策

(1) ライフライン企業等連絡協議会

大災害時において、ライフライン企業が自社の保有する人員、資機材、オープンスペース等を有効に活用できるよう、平常時から三重県ライフライン企業等連絡協議会において、町及び関係機関が連携して活用方策等について検討していくものとする。

(2) 地域住民の自主防災組織

地域の防災力を高めるため自主防災組織を結成し、平常時から訓練等の実施に努めるものとする。その際、地域の高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する避難の支援を考慮するものとする。

(3) 事業所単位の自衛消防組織等

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、災害を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、

地域の自主防災体制の確立に努めるものとする。

第4節 ボランティア活動支援計画（総務課、福祉課）

第1項 計画目標

- 災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。
- 行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

第2項 対策

1 活動環境の整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、町及び社会福祉協議会など関係団体とボランティア間の連携強化が求められる。このためには、平常時からボランティア活動の連携体制や活動拠点の整備が必要である。また、災害時には、紀宝町社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを立ち上げ、みえ災害ボランティア支援センターと連絡、救援活動等事業展開する。

2 人材等の育成

- (1) 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。
- (2) 災害救援ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成、研修等を行い、組織化を促進する。
- (3) 実践的、活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

3 協力体制の構築

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政やボランティア関係機関等のネットワークを形成し、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を支援する。

第5節 備蓄資材・機材等の点検整備計画（関係各課）

第1項 計画目標

○災害の予防及び応急対策に必要な資機材を、有事に迅速に活用できるよう整備する。

第2項 対策

1 備蓄資材・機材等の一覧

備蓄資機材	点検責任者	点検時期
水防資材・機材	総務課長	6月、12月各上旬
主食	総務課長	〃
災害応急対策等に必要な土木資材	産業建設課長	〃
〃 給水用資材	水道課長	〃
救助法による衣料、生活必需品	福祉課長	〃
救急用医薬品	健康づくり推進課長	〃
防疫用機材	環境衛生課長	〃
林野火災対策用資機材	総務課長	〃

2 備蓄場所及び保管・管理体制

町は、防災資機材の備蓄体制について、備蓄方法、場所等について、各種災害被害想定調査等に基づく数量を把握し、備蓄計画を立て整備する。

第6節 町災害対策本部整備計画（総務課、産業建設課）

第1項 計画目標

○災害対策活動の中核となる災害対策本部の施設・設備について、安全性の確保及び各種設備の整備を図る。

第2項 対策

1 災害対策本部体制

町本庁舎以外の機関についても、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用するなど、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 災害対策本部施設及び設備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の浸水対策、自家発電設備等の整備による代替エネルギーの確保などの整備を進めておくものとする。

3 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努めるものとする。

4 第2指令塔の整備

大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないように、災害対策本部機能を有する代替施設の整備に努めるものとする。

5 報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ確かな情報伝達を可能とするよう、災害対策本部に報道用スペースの設置を検討するものとする。

第7節 受援体制整備計画 (総務課)

第1項 計画目標

○災害に備え、自衛隊や警察、消防をはじめとした関係機関の応援を受け入れるための体制を整備する。

第2項 対策

1 自衛隊、警察及び消防機関等との連携体制

計画の調整を図るなど平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう情報連絡体制の充実、共同の防災訓練を実施し、適切な役割分担が図られるよう努める。

2 受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受け入れに必要な対策について検討、実施する。

第8節 情報収集・連絡計画（総務課）

第1項 計画目標

- 災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。
- 被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

第2項 対策

1 情報収集・連絡手段の整備

町災対本部各部及び防災関係機関相互、または所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

機動的な情報収集活動を行うため、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、危険箇所観測情報、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速的な災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 被災者等への情報伝達

被災者等に必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に努め、特に災害時要援護者、災害により孤立化している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

(1) 伝達手段

住民に対しても気象予報及び警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を推進するものとする。

(2) 災害時要援護者対策

高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとする。個別受信機の設置や自主防災組織による伝達体制の確立を推進する。

(3) 孤立する可能性がある地域への対策

防災行政無線、消防団の移動系無線による情報伝達のほか避難所等へ衛星携帯電話の整備を図る。

また、自主防災組織による情報伝達体制の確立を推進する。

(4) 観光客・帰宅困難者対策

防災行政無線や消防団等のパトロールによる情報伝達を行う。

第9節 気象業務整備計画 (総務課、産業建設課)

第1項 計画目標

○気象通報組織及び気象観測施設を整備し、関係機関相互の連絡体制強化に努める。

第2項 対策

1 気象情報収集方法

国・県など関係機関が設置した観測施設(雨量計・水位計)からの気象情報の迅速な伝達と、明確な情報の把握に努める。また、災害に関する予警報等の伝達徹底を図るため、県や防災関係機関との協力、連携や非常無線通信の利用等により、その円滑化を期する。

また、町が設置する雨量計、水位監視カメラ及び消防団等のパトロールによる情報収集体制整備の強化を図る。

第10節 通信及び放送施設災害予防計画 (総務課)

第1項 計画目標

○災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備に努める。

○通信施設の安全性を確保するために、非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、浸水のおそれのない場所への設置等必要な予防措置を講じる。

第2項 対策

1 情報の収集・伝達体制の整備

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析の向上を図るなど、情報伝達体制の整備に努める。また、ケーブルテレビをさらなる有効情報提供媒体としてケーブルテレビ事業者と連携して災害情報の提供に努める。

(1) 町防災行政無線

災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても気象予報及び警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線(戸別受信機を含む。)の整備を推進するものとする。現在の同報無線は旧町村ごとに周波数が異なっているため、今後はデジタル化による一波統合の整備を推進するとともに、屋外子局の充実整備を進め、難聴地域解消対策に努めるものとする。

(2) 避難所への通信整備

同報無線個別受信機の設置及び孤立が予想される地域については、有線通信の遮断時に通信を確保するため、衛星携帯電話の整備を推進する。

(3) 災害時要援護者への配慮

高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の

整備を図るものとする。

第11節 避難対策計画（総務課、産業建設課、福祉課、税務住民課）

第1項 計画目標

○住民を安全に避難させるための、避難地、避難路、避難所を整備する。

○これらの施策を住民に周知する。

第2項 対策

1 避難場所、避難路等の指定及び住民への周知

避難場所または避難所並びに避難路をあらかじめ指定しておくものとする。なお、指定にあたっては、紀宝警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておくものとする。また、指定後は避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知に万全を図るものとする。

(1) 避難場所等の留意事項

ア 公園、広場等のような相当の広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。

イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。

ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。

エ 洪水等による浸水のおそれのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び安全性、耐火性の建築物であること。

オ 浸水、延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、さらに他の場所へ避難移動できること。

カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。

キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。

ク 仮設テントの設置に配慮すること。

(2) 避難所の留意事項

ア 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きするための学校施設、公民館等を選定すること。また、学校については余裕教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。

イ 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、新エネルギーを活用した発電設備、その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等を確保しておくこと。

ウ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図ること。

エ 高齢者や障害者等災害時要援護者に配慮した二次避難所の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。

オ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。

2 避難場所、避難路等の整備

災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空地を一時的な避難の場所として、またはこれに準ずる安全な場所へ道路等を整備していくものとする。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設設備の整備に努めるものとする。

3 避難準備情報及び避難指示・勧告基準の策定等

(1) 避難準備情報伝達体制の整備

基本法に定める避難の勧告及び指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備（災害時要援護者避難）情報」を活用するため、伝達体制の整備を図るものとする。

(2) 避難勧告・指示及び避難準備情報の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だに避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(3) 避難勧告・指示及び避難準備情報の基準等の策定

避難勧告・指示及び避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、町長不在時における避難勧告・指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努める。

4 避難誘導體制の確立

避難にあたっては、高齢者、幼児、障害者、病人等の災害時要援護者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要なので、あらかじめ協力を要請しておくものとする。また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

5 避難所の管理運営体制の整備

地域住民が避難所を円滑に運営できるように、避難所の管理運営方法をあらかじめ定めるなど、管理運営体制を整備する。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

6 避難行動要支援者対策

町長は基本法第49条の10第1項に基づき、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するための基礎とする名簿（以下この節において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(1) 避難支援等関係者及び名簿の提供

町長は、基本法第49条の11第2項に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、町条例に特別の定めがある場合、または基本法第49条の11第3項に該当する場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。なお、避難支援等関係者とは以下の団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ その他の避難支援等の実施に携わる関係者及び団体で町長が特に必要と認めたもの。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者、かつ、災害時に避難行動を要する者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者であって、心臓・じん臓機能障害のみで該当する以外の者
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1又は2級を所持する精神障害者
- オ 障害程度（支援）区分認定4～6を受けている者

カ 上記以外の者で町長及び町計画に定める避難支援等関係者が共に支援が必要であると認める者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握する町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要と認められる場合は、基本法第49条の10第4項に基づき、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報提供を求めることができる。ただし、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼または提供であることを、書面を持って明確にするものとする。

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 上記に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(注) (4)の「住所」とは、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。また、「居所」とは人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所を指す。

なお、町長は基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は名簿が最新の状態になるよう避難行動要支援者の把握及び更新に努めなければならない。

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたとき、また、転居や入院、社会福祉施設等への入所により避難行動要支援者名簿から削除されたときは、町と避難支援等関係者間で情報を共有し、避難支援体制の適正化を図る。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び講ずる措置

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するが、避難行動要支援者の同意がない場合はその限りではない。

避難行動要支援者から避難支援等関係者への名簿の提供について同意を得るためには、町担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など直接的に働き掛ける必要があり、その際には、避難支援等関係者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明し、避難行動要支援者の理解を得たうえで、同意を得ることとする。ただし、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることで名簿情報を外部提供することができる。

町は、避難行動要支援者から同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際は、以下の措置を講ずる、

または、避難支援等関係者に求めることで情報漏えいの防止を図らなければならない。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。
- ウ 施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導するものとする。
- エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- カ 上記以外に情報漏えいを防止するために必要な指導をするものとする。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮

第10節第2項(3)のとおり、避難のための情報伝達については、要配慮者に配慮した様々な手段を活用して行うこととするが、その情報を十分に活用できるよう平常時から要配慮者には避難することについて理解を得るよう努める。

特に、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で、避難することについての理解を得ておき、災害時に避難行動要支援者名簿を活用して迅速に避難ができる体制を整備するとともに、避難支援等関係者の安全対策を図る。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者については、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮しなくてはならない。

また、地域においても避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難支援のルールを決めるなど、地域住民全体で避難支援等関係者が安全に避難支援できるよう検討し、必ずしも災害時に避難支援等関係者の支援が受けられるものではないことについて、一人一人の避難行動要支援者の理解を得られるよう推進する。

第12節 医療・救護計画 (健康づくり推進課、総務課)

第1項 計画目標

- 大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。
- 災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

第2項 対策

1 災害医療体制の整備

(1) 初期医療体制の整備

応急救護所の設置、救護班の編成、出動について紀南医師会と協議して計画を定めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておくものとする。

(2) 後方医療体制等の整備

ア 医療機関の情報通信手段の多重化

災害時に傷病者等の診療の可否、収容の可否等の医療情報を迅速かつ正確に把握、提供できるような情報ネットワークの整備に向けて、医療機関の情報通信手段の多重化を図る。

イ 災害時には、医師、看護師、医薬品、医療機材が不足し、町では町内で発生したすべての医療救護要請に対応できない場合が予想される。このため、後方医療施設への重傷者の搬送、県、日赤等に対する医療救護班の派遣要請等について関係団体と協議を行う。

ウ 後方医療機関への搬送

手術等を要する負傷者を後方医療機関へ迅速に搬送するため、三重県防災ヘリコプター、ドクターヘリ及び自衛隊のヘリコプター等を有効に活用するとともに、後方医療機関への搬送体制を構築する。

2 医薬品等の確保

(1) 医薬品・衛生材料等の確保

災害直後の初動期においては、外科的治療に用いられる医薬品等の需要が増大する。このため、町及び関係機関は、これらの医薬品等を含め、災害時に必要な医薬品・衛生材料等が円滑に供給できるよう、その確保を図る。

第13節 緊急輸送計画 (総務課、産業建設課)

第1項 計画目標

- 大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路、港湾について災害に強い施設を整備する。
- 災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

第2項 対策

1 臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポート候補地(資料編8-2)が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し防災訓練実施時や広報誌等により周知徹底を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努めるものとする。

2 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるとともに、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図るものとする。

第14節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画（産業建設課、環境衛生課、水道課）

第1項 計画目標

○道路、河川、電気、上水道等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、県及び防災関係機関と連携し、災害時に強い公共施設（代替性、多重化等）の整備を図る。

第2項 対策

1 道路

大災害により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所崩壊、沖積層地帯、埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊、高架橋や歩道橋等の橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定される。

(1) 幹線道路の整備

災害時の緊急輸送路や町内の中心的防災拠点を結ぶ幹線道路を国・県と連携して整備する。また、落石等のおそれがある危険箇所が存在する道路については、防護壁、防護柵等の設置工事を実施し、災害の防止に努めるものとする。なお、人家の密集地区においては、できるだけ複数の道路を確保すると共に、強度等に問題のある橋梁についてはより強固なものにするよう努めるものとする。

(2) 農林道の整備

農林道についても一部に生活道路としての性格が強く、計画的な整備が必要である。また、農林道ゆえの地形的な要因から落石及び崩壊の危険性も高く、災害防止の観点からも危険箇所の点検、防除工事並びに台風襲来時における交通の遮断措置等、きめ細かい対策を推進していく。

2 河川

災害の発生及び拡大を防止する為に緊急度の高い箇所から国、県による河川改修事業を推進し治水対策を促進する。

3 上水道

災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとする。

ア 施設の安全性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、「水道施設設計指針解説（平成12年、日本水道協会編）」や「水道施設耐震工法指針解説（平成9年、日本水道協会編）」に基づき、十分な安全設計及び安全施工を行うものとする。また、施設の維持管理に際しては、基本法や大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく「厚生省防災業務対策」（平成8年11月）、「水道事業等における地震対策について（通知）」（環水第3号、昭和55年1月）、「水道の地震対策の強化について（通知）」（衛水第188号、平成7年8月）及び「水道の耐震化計画策定指針（案）」（厚生省、平成9年1月）等により、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

イ 管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、管理図書の整備、保管を図る。

ウ 応急対策（応急給水・復旧）のための体制整備

水道事業管理者等は水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。また、応急対策の充実強化を図るため応急給水及び応急復旧の行動指針を作成し公表する。

4 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすこととなるので、平素から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保するものとする。

(2) 応急体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておくこととする。

5 ライフライン施設の安全化

(1) 電力施設

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努める。

(2) LPガス事業者

LPガス供給設備の安全性の強化をはじめ、緊急措置体制の整備、LPガス需給家へ災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第15節 宅地等災害予防計画（総務課、産業建設課）

第1項 計画目標

○宅地被害を未然に防止するため、安全かつ良好な宅地の確保に努めるとともに、大規模に被災した場合には、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止する。

第2項 対策

1 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、応急仮設住宅の供給体制を整備する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

2 災害危険区域における住宅建築の制限（紀宝町災害危険区域に関する条例）

相野谷川流域の鮎田、高岡及び大里の区域内にある標高9.4メートル未満の区域を災害危険区域に指定し出水に

よる災害を未然に防止するため、建築物の建築制限を行い、地域住民の安全を図る。

又、県においては、当該区域の住宅移転にかかる補助事業「がけ地近接等危険住宅移転事業」の推進を図る。

3 被災宅地危険度判定体制

(1)災害時に被災建築物応急危険度判定活動を的確に行えるような体制を整えるため、十分な人数の被災建築物応急危険度判定士を養成していくことについては、県と町が連携して施策を推進していく必要がある。

(2)町は、被災建築物応急危険度判定の実施に当たり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と被災建築物応急危険度判定士との連絡調整に当たる応急危険度判定コーディネーターの確保に努める。

第16節 防災営農計画 (産業建設課)

第1項 計画目標

○災害時（病害虫を含む）における農作物等への被害を減少する。

第2項 対策

1 防災営農指導体制の確立

町は、各種災害による農作物等の被害（病害虫を含む）の減少を図るための防災営農体制を確立するため、防災営農技術、気象情報等諸情報の伝達組織と指導体制の強化に努めるものとする。

(1) 稲種子の確保

稲種子については、三重南紀農業協同組合が機能できるよう組織強化を図っていく。

(2) 病害虫防除用農薬の確保

病害虫防除に備え農薬（殺菌剤及び殺虫剤）を三重南紀農業協同組合と連携を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

2 営農施設等の計画

(1) 公共施設

農道、畦道、用排水路、ため池、樋門、揚排水機等で被害のおそれのある場合は、見回りや点検を強化し、災害の発生を予見し、必要に応じ施設の整備・補修等を行う。

(2) 共同利用施設

作業所、倉庫、集荷場等で被害のおそれのある場合は、早急に調査を実施し、必要に応じ補強工事等を速やかに施すよう指導する。

3 家畜伝染病の発生予防等の対策

家畜保健衛生所が行う災害時に多発を予想される家畜伝染病の調査及び、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）に協力し万全を期するほか、家畜保健衛生所から町農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の指導を受ける。

4 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について県の防災技術指針により、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、県等が実施

する研修会等への参加を啓発する。防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定める。

- (1) 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- (2) 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術
- (3) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

第17節 砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊対策計画 (総務課、産業建設課)

第1項 計画目標

○土石流、地すべり、がけ崩れ等を防止する。

第2項 対策

1 砂防対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策

土石流、地すべり、がけ崩れ等を防止し、土砂災害危険箇所ごとに、計画を定め、万々に備えるものとする。特に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）（平成12年法律第57号）による土砂災害警戒区域に指定された区域については、区域毎に土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、警戒区域における円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。また、災害時要援護者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 避難勧告及び指示等の時期決定方法
- (3) 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の伝達方法
- (4) 避難誘導責任者
- (5) 避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知
- (6) 土砂災害危険箇所の把握
- (7) 土砂災害危険箇所のパトロール
- (8) その他必要事項

2 土石流危険渓流及び地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険区域内における警戒、避難、誘導體制

- (1) 土砂災害危険箇所の区域内の住民に対して周知を図り、早期自主避難等により災害の未然防止に努める。
また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定があった場合、速やかに住民に周知を図るものとする。
- (2) 危険箇所の調査及びパトロール等によって危険を察知したときは、速やかに住民の避難勧告、指示を行うとともに関係機関への連絡に努めるものとする。

第 18 節 森林保全計画（産業建設課）

第 1 項 計画目標

○土砂流出、山地災害等を防止する。

第 2 項 対策

1 治山対策

本町における山地にかかる危険地の調査を引き続いて行うとともに、国、県治山事業を同時に治山対策を兼ね合わせた育林事業を推進していく。

(1) 流域保全・山地災害対策

ア 荒廃林地は、主要流域の土砂生産源となり、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の素因となっているので、これまで、県事業で治山事業を推進してきたが、更に重要河川流域の保全を図るため、荒廃地の現況を把握して、崩壊地復旧及び土砂流出防止のため治山事業を県と連携し、緊急度の高いものから計画的に施工し、災害の防止に万全を期する。

イ 経済社会の急速な発展に伴い、高度な土地利用、林地開発が行われた結果、集中豪雨による局所的な災害が増大し、生命及び財産に多大な被害を与えており、災害の未然防止を望む社会的要請も高まっているため、山地災害危険地区について、毎年台風襲来時期には点検を行い警戒避難体制の整備に万全を期するとともに、緊急な箇所については、県と連携して治山事業を重点的に実施する。また、山地災害防止機能を果たす森林整備を行っていくものとする。

(2) 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、これまで年次計画等によって保安林の維持改良が図られてきたが、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも増加しており、保安林の改良・整備を維持するものとする。

第 19 節 治水計画（産業建設課）

第 1 項 計画目標

○集中豪雨により、思わぬ災害が起こることが多いが、これを未然に防止するため河川等の治水計画に十分の考慮を払い、これに堪える将来性のある計画を樹立していくものとする。

第 2 項 対策

1 河川施設の整備

本町には、国の管理下にある熊野川を代表する 1 級河川 2 本をはじめ、県の管理下である 1 級河川 20 本（熊野川及び相野谷川の指定区間外を除く。）及び 2 級河川 2 本、町の管理する河川 91 本と大小多数の河川がある。これらの河川は、集中的な大雨に対しては、鉄砲水や洪水等の危険性をはらんでいる。一方、高潮による水位上昇

や東南海、南海地震による津波被害が懸念されることから、熊野川の下流部では、国によって左岸堤防の嵩上げが行われている。

また、洪水が頻発する相野谷川においては、平成16年度から18年度にかけて、鮎田、高岡、大里の各輪中堤が整備されている。

今後も、住民の生命と財産を守るため、熊野川の高潮提防の早期整備、相野谷川浸水対策、相野谷川の河床掘削及び県による神内川、井田川の河川改修をそれぞれ国、県に働きかける。

第20節 海岸施設対策計画（産業建設課）

第1項 計画目標

○海岸保全施設により高潮等の被害を防止する。

第2項 対策

1 海岸における防災対策

町では、高潮、津波、波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について整備を推進するものとする。

2 港湾施設対策

紀南地域の拠点港に位置づけられている「鵜殿港」については、引き続き、地震防災港湾としての機能が十分に発揮できる施設、津波被害にも十分耐え得る施設としての整備を県に要請するものとする。

第21節 文教対策計画（教育委員会）

第1項 計画目標

○災害発生時における児童生徒等の安全を確保する。

第2項 対策

1 防災上必要な組織の整備・安全教育

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では、平素から災害に備え教職員等の任務の分担及び相互の連携等についての組織を整備する。また、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに防災思想の普及に努める。

2 防災上必要な計画及び訓練

教職員及び児童生徒等の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災計画を作成し、その訓練に努める。

3 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

4 施設等の予防

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

5 被害防止対策

文化財の被害を未然に防止、又は文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会は、文化財の所有者及び管理者、管理団体に次の点に留意して保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

- (1) 防災組織の設置・充実
- (2) 防災施設の整備
- (3) 防災知識の普及と訓練の実施
- (4) 文化財の日常的な点検
- (5) その他必要な防災対策の施行

第 22 節 火災予防計画 (総務課)

第 1 項 計画目標

○災害時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

第 2 項 対策

1 火災予防の指導

(1) 火災予防運動の実施

町は、住民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、関係機関団体の協力のもとに、春秋 2 回火災予防運動を実施する。

(2) 防火管理者制度の徹底

防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第 8 条第 1 項）については、その選任を徹底させる。また、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

(3) 立入検査の強化

町、消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行うものとする。また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行うものとする。

(4) 建築物の不燃化

建築物の耐火構造化及び内装材の防火化を促進するため、次の施設の推進を図る。

ア 消防法第7条の規定による消防同意制度の効果的な運用

イ 高層建築物、旅館、劇場等の防火対象物において使用する防災対象物品は、消防法第8条の3に規定する防災物品を使用

(5) 消防力の強化

ア 公設消防力の強化

次により町の消防力の強化に努める。

(ア) 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に沿って消防組織の整備充実を図る。また、消防団員の数は減少の傾向にあるので、これを補充増強するため消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年及び女性層の参画を促進するなど消防団員組織の活性化を推進する。

(イ) 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

イ 自衛消防力の強化育成

建築物の高層化及び内装材への石油製品の使用等に伴い、火災における濃煙、有毒ガスの発生等の危険が高まっているので、消防機関を通じて、防火対象物(消防法第8条に規定するもの)の関係者に対し、防火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図るものとする。

2 特定防火対象物等火災予防対策

(1) 特定防火対象物

ア 防火管理者制度の効果的な運用

消防署を通じて、学校、病院、工場、事業場、興行場、量販店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行わせる。

イ 立入検査指導の強化

町、消防署は、特定防火対象物の用途、地域等に応じて立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

ウ 防火対象物定期点検報告制度の実施

一定の防火対象物に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務付け、その結果を消防機関に報告さ

せることにより、防火対象物の基準適合状況を継続的に持続させ、火災危険性を排除し人命安全確保を図り、点検結果が優良なものについては、その旨の表示をする。

(2) 公立学校建物

公立学校の建物については、毎年、消防用設備保守管理業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。また、国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築を図る。

(3) 文化財

町内の文化財対策としては、収蔵庫、消火栓等防災施設設備を完備するとともに防火訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

(4) 倉庫

倉庫火災の予防対策については、平常より予防査察を通じて、毒劇物や指定可燃物等の保管状態の把握に努めるとともに、管理者に対して消防用設備等の整備等防火体制の強化を図らせる。

3 初期消火体制の整備

火災を早い時期に発見し、短時間で消火するなど迅速かつ効果的に活動し、被害を最小限に食い止めることが初期消火の目的である。そのため自主防災組織、事業所においては自衛消防組織等の活動を通して初期消火活動時の体制等、指導強化に努めるとともにそれぞれの組織の連携を図る。

4 消防力の整備

災害による被害の防止または軽減を図るためには、その基本となる「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に準じた消防組織体制及び施設の充実強化に努める。

(1) 都市形態の変化等により、消防需要の増大、高度化、専門化等に的確に対応できるよう適切な位置に消防拠点を配置し、消防施設、人員、消防水利等の充実強化に努める。

ア 施設、装備の強化

災害の態様も複雑、多様化、大規模化かつ特殊化してきており、消防車をはじめ救急車等の整備と災害対応資機材の整備を推進する。

イ 消防職員の教育訓練

各種災害に対する豊富な知識の蓄積と各種災害を想定した総合訓練等を実施し、知識と技術の向上に努める。又、大規模災害発生時には、多数の死傷者の発生が予想されることから、救急救命士、救急隊員等の救命技術の向上に努める。

ウ 消防水利の充実

年次的に消火栓、防火水槽等整備を図り、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

(2) 地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

災害時には、各地区の消防団の活動が不可欠であることから、青年層の消防団活動への積極的な参加促進など組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防車両、小型動力ポンプの防災資機材の充実強化に努める。

ウ 消防団の教育訓練

消防団員の防災に関する知識と技術の向上を図るために教育訓練を実施する。

5 自主防災組織の育成強化

災害時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要である。そのため、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。

第23節 林野火災予防計画（総務課、産業建設課）

第1項 計画目標

○林野火災を防止する。

第2項 対策

1 林野火災消防計画の確立

町は、関係機関と綿密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努める。林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査のうえ、次の事項について計画するものとする。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防護鎮圧計画
- (3) 資機材整備計画
- (4) 啓発運動の推進計画
- (5) 防災訓練の実施計画

2 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

- (1) 防火線、防火樹帯の整備及び造林地への防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化
- (4) 火入れにあたっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- (6) 林野火災対策用資機材の整備

3 監視体制の確立

林野火災防止のため、林業普及指導員等と連携を図り火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努め

る。特に火災警報発令時においては、町及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進するものとする。

4 防災思想の普及

関係機関の協力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及啓発を図るものとする。なお、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林保全巡視を通じた指導や「火気取り扱い注意の掲示」、「キャンプ地等の指定炊飯場所の設置」等の措置を講ずる。

5 山林、原野等における喫煙の制限

火災が発生するおそれが大であると認める山林、原野等の場所については、区域を指定のうえ喫煙を制限することとする。

第24節 海上災害予防計画（産業建設課、総務課、環境衛生課）

第1項 計画目標

○海上における災害及び陸上から海域への流出油事故等の災害を未然に防止し、または、これらの災害が発生した場合の被害の拡大を防止する。

第2項 対策

1 防災設備及び防災資機材等の整備

災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材についてはその増強に努めるものとする。

- (1) 化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等
- (2) 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び酸素呼吸器等

2 防災訓練の実施

災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を図るため、海上災害に対する総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 調査研究の実施

防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図るものとする。

- (1) 災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備
- (2) 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）の整備

- (3) 港湾状況の調査（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場及びはしけ溜り等における防災対策調査）
- (4) 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査

4 危険物積載船舶等の対策

海上災害に対する防災意識の高揚を図るため、海上保安部が実施する指導啓発等に協力するものとする。

第 25 節 危険物施設等災害予防計画（総務課、環境衛生課）

第 1 項 計画目標

- 危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の事故等による災害の発生及び拡大の防止に努める。

第 2 項 対策

1 危険物災害予防対策

危険物施設には、消防法（昭和23年法律第186号）をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導を行う。

ア 危険物施設の位置・構造・設備の維持管理

イ 危険物の貯蔵・取扱い

ウ 危険物の運搬、移送及び積載の方法等

エ 移動タンク貯蔵所など移動する危険物についての路上査察の実施

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会等を実施する。

2 LPガス、都市ガス災害予防対策

LPガス（以下「ガス」という。）は、町内全域に供給、消費されていることに鑑み、これによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、LPガス販売事業者及び取扱者（以下「ガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

(1)保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

(2) 資料の提供

ア LPガス販売事業者は、必要に応じ町、消防機関、警察署及び道路管理者に対しLPガス供給施設等の資料を提供する。

イ 防災関係機関は、必要に応じLPガス販売事業者に対し、資料を提供する。

(3) ガス供給施設等の安全対策

ア ガス事業者等は、ガスの供給施設の点検を励行し、施設の管理を徹底する。

イ ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留するおそれのある場所に漏えいした場合、これを検知し警報する設備を設置するよう努める。

ウ ガス消費者は、ガスの燃焼器具を使用する場所に、ガス漏れ警報器を設置するよう努める。

エ ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努める。

(4) ガス供給施設等の管理の徹底

ア ガス事業者等は、ガス供給施設の点検を励行し、施設の管理を徹底する。

イ ガス事業者等は、ガスの消費施設の点検を定期に行うとともに、消費者に対し保安指導を行う。

ウ 大口ガス消費者は、責任者を定めガス使用開始時及び終了時に必ず設備の点検を行うよう努める。

3 高圧ガス災害予防対策

公共の安全を確保するため、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の技術上の基準の遵守、保安管理技術の向上を図るなど高圧ガスによる事故（火災、爆発、漏洩等）の発生の防止に努め、災害予防対策に万全を期する。

4 毒物劇物災害予防対策

農業協同組合等毒物、劇物を保管又は業務上取り扱っているところに対しては、次の事項について、指導を行う。

(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法を確立し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作る。

(2) 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量の把握を厳重に行う。

(3) 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等安全が確保されるよう措置する。

(4) 毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署または消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるように指導する。

第 26 節 公害対策計画（総務課、環境衛生課）

第 1 項 計画目標

- 自然現象または人為的な原因により、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設、排水施設等に災害が発生した場合に被害の拡大防止に努める。

第 2 項 対 策

1 ばい煙発生施設または指定施設

- (1) 災害発生した場合には、関係職員を現地に派遣して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努めるものとする。
- (2) 災害発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、その設置者に対し、緊急防災をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

2 排水施設または特定施設

- (1) 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には関係職員を現地に派遣して、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
- (2) 排水施設又は特定施設に事故が生じたときは、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

3 町のとるべき措置

- (1) 公害発生施設をもつ事業所との間に公害防止協定を締結し、同協定書付属公害防止計画書に、災害発生時における公害予防措置を明記する。
- (2) 前記予防措置を常に迅速、的確に講じ得るよう必要に応じて確認調査を実施し、改善に関する指示、指導を行う。

4 災害発生時に公害対策が必要と予想される化学物質等

- (1) 石油類（液化ガスを含む）・・・町内ガソリンスタンド及びLPG販売業者
- (2) 火薬類・・・・・・・・町内土木業者
- (3) 農薬・・・・・・・・町内農業協同組合及び薬局
- (4) 医薬品（X線撮影機を含む）・・・町内医師、歯科医師及び薬局
- (5) 工業用触媒等・・・・・・・・町内工場

第 27 節 低湿地対策計画（産業建設課）

第 1 項 計画目標

○低湿地におけるたん水、ため池氾濫等を防止する。

第 2 項 対策

1 たん水防除対策

近年河床の上昇や上流地域の開発、林相の変化等により下流部の流水量が増大するようになり、このため、排水不良による災害の発生も少なくないので、その防除事業が必要になっている。

2 老朽ため池対策

ため池は、農業用水施設として重要な役割を果たしてきたが、近年では農業用水が設備され、ため池の利用価値も希薄化している。これらのため池は、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐も老朽化して機能が衰微しており、堤体からの漏水も多く、決壊の危険性をもっている。今後は、緊急ため池点検調査を踏まえ、ため池改修事業をその規模に応じて県と町事業に分けて実施し、管理者に対しても安全対策を啓発する。

第 28 節 都市型水害予防計画（総務課、産業建設課、福祉課、環境衛生課）

第 1 項 計画目標

○水害を未然に防止し、または、これから水害が発生した場合の被害の拡大を防止する。

第 2 項 対策

1 水害に強い土地利用の推進

浸水による災害発生の恐れのある区域について、水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、浸水常襲地域において高低差、浸水状況を把握し、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション結果を活用することにより、作成した洪水ハザードマップ等により情報提供を行い、安全な町土利用や浸水に対応した建築方式を促していくとともに、避難、誘導訓練等に活用していく。

2 防災施設の耐水性の確保

庁舎・支所、施設、防災倉庫等の防災施設について、浸水時の機能確保に関する点検を実施し、機器の嵩上げ、防水壁設置等必要な対策を進める。

3 情報収集体制の整備

災害対策本部に集まる浸水、被災状況、水防活動状況等と河川管理者に集まる水位情報を互いに共有する体制整備を進める。

4 河川の整備

地域河川の有堤区間については、管理者による河川改修等により、背後地の利用状況を考慮し、堤防の安全性を高めていく。

5 側溝、マンホール等の転落防止対策

転落事故を防ぐために必要箇所には、側溝蓋を設置し、マンホール蓋の浮上、飛散防止のため、道路占用に指導を行うと共に道路パトロールにより路面状況の把握に努める。

6 災害時要援護者対策

避難地、避難路等の防止施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する災害対策を重点的に実施するとともに多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

7 基礎調査、影響予測の実施

都市の浸水常襲地域において高低差を把握し浸水状況を把握するために、微地形調査を実施する。また、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーションを活用し、それらを元にハザードマップを作成して住民に情報提供し、避難、誘導訓練等に活用する。

8 水災危機管理、被害軽減対策

(1) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、毛布等避難者支援用資機材について、浸水による輸送が困難と予想される避難所については耐水性を考慮した保管場所を確保する。また避難者を救出するためにボート等の確保に努める。

(2) 自動車被害の軽減

浸水時の通行困難箇所を点検し、当該箇所での自動車交通利用の危険度を住民に周知する。

(3) 水災廃棄物対策

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の水災廃棄物が大量に出ることが予想されるためあらかじめ廃棄物処理計画を検討する。

9 住民避難、誘導

(1) 住民の避難誘導対策

浸水ハザードマップ等の情報を公表するとともに、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また消防団と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 災害時要援護者避難誘導対策

高齢者、障がい者その他のいわゆる災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者にかかる避難誘導體制の整備に努める。

10 高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設への洪水予報等の伝達

町は浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の現況に

ついて把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努めるものとする。